

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第18号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年3月9日 18時29分ごろ	
発生場所	佐賀県唐津市馬渡島 ^{まだら} 西北西方沖 肥前馬渡島灯台から真方位296°7,200m付近 (概位 北緯33°35.6′ 東経129°41.6′)	
事故等調査の経過	平成23年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A コンテナ船 ^{ユニポピュラー}UNI-POPULAR（パナマ共和国籍）、17,887トン 9202209（IMO番号）、GAINING ENTERPRISE S.A.（船舶所有者）、EVERGREEN MARINE CORP.LTD.（船舶管理会社）</p> <p>B 漁船 ^{えびす}第八恵比須丸、11.42トン SA2-1779（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 一等航海士A（台湾籍）</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船首外板に擦過傷</p> <p>B 船尾ブルワーク及び船尾オーニングを破損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長A及び一等航海士Aほか20人が乗り組み、一等航海士Aが船橋当直に就き、真方位約248°の針路、約16ノットの対地速力で航行中、平成23年3月9日18時29分ごろ、馬渡島西北西方沖において、A船とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>A船は、AIS情報記録によれば、衝突の約5分前から衝突するまで針路及び速力を変更していなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、18時00分ごろ馬渡島西北西方沖で船首からシーアンカーを投入して船首を北西方に向けて機関を中立にして漂泊を始め、延縄漁の餌に使用するスルメイカを釣る準備を行っていた。</p> <p>船長Bは、18時25分ごろ甲板準備作業を終えてブリッジに入り、寒かったので後部戸口を閉め、周囲の見張りを行わずに下を向いて作業日誌を書いていたところ、両船が衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の音がして前のめりになり、戸口を開けるとA船が通り過ぎて行き、そのうち見えなくなったので、海上保安部に通報した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約8m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m</p> <p>本事故発生場所における日没時刻は、18時24分ごろであった。</p>	
その他の事項	B船は、マスト灯、両舷灯及び船尾灯を表示していた。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし

	<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>A船は、馬渡島西北西方沖を西南西進中、前路で漂流中のB船に向けて航行し、衝突したものと考えられるが、A船乗組員から十分な情報が得られなかったため、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>A船は、衝突の約5分前から衝突するまで針路及び速力を変更しなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、馬渡島西北西方沖において、シーアンカーを投入して漂流中、作業日誌を記載して見張りを行っていなかったことから、A船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間（薄明時）、馬渡島西北西方沖において、A船が西南西進中、B船が漂流中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	